

議員（中野 一郎）

失礼します。5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

1、内部統制の導入について、2、予算について、3、外国人対策について質問いたします。

まず、内部統制についてです。

内部統制については、2016年3月に第31次地方制度調査会より、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申が発出され、2017年6月に地方自治法が改正されました。この改正では、都道府県知事と指定都市の市長に対して、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき、必要な体制を整備することを求めています。この改正は、指定都市以外の市町村は努力義務であって、法律で強制はされていません。しかし、多度津町の職員による業務処理が適正に実施されて執行する主体である町長みずからが行政サービスの提供等のリスクを評価したり、コントロールするためには、業務処理の適正な執行を確保することを目的としたこの内部統制を多度津町に導入すべきであると考えますが、これについての町長のお考えをお聞きします。

まず、内部統制の導入が必要と考えるかどうかについてお尋ねします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問の1点目、内部統制の導入が必要と考えるかどうかについての答弁をさせていただきます。

地方自治法の改正により、内部統制制度を今回導入するその背景には、地方自治体職員による不祥事などが後を絶たないこと、少子・高齢化や行政制度の複雑かつ多様化、地方分権改革の進展による地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大していることなどがあり、事務事業の適正な管理及び執行や職員の意識の向上を図るため、本制度を導入するものと国はしております。当町におきましても必要であるものと考えておりますが、多くの自治体におきましては、従前から独自に、また個別に内部統制に関する運用や体制が整備されてきているものと考えております。都道府県知事及び政令指定都市の市長は、平成32年度までにこの内部統制制度の導入が義務づけられておりますが、その他の市町村は努力義務となりました。内部統制制度の導入が法的に義務化はされておきませんが、より実効性や有効性を高めるため、新たな対策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、町長より、内部統制は必要であり、より実効性や有効性を高めるために新たな対策を検討してまいりたいというお話がございました。  
必要であるということですので、今後内部統制の整備をどのように進めていくかをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問の２点目、今後必要であれば内部統制の整備をどのように進めていくかについての答弁をさせていただきます。  
本町における内部統制に関する現状でございますが、まず倫理面に関しましては、コンプライアンス条例を定め、職務を遂行するに当たっての法令遵守体制に関して必要な事項を盛り込み、その管理体制といたしまして、コンプライアンス委員会を設け、公正な職務の遂行の確保を図っております。  
次に、職員の意識啓発に関しましては、職員個々の能力及び意識などを高めるため、職階に応じた研修を継続的に実施しているところでございます。  
さらに、会計事務の執行に関しましては、会計管理者が日々確認しており、加えて財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理に関しましては、議会選出の監査委員を含め監査委員２名体制により、歳入歳出全般にわたり監査をいただいているところであります。  
町政全般にわたりまして、町議会及び町民の皆様のチェック機能が働いているものと考えておりますが、現在の体制の整備や運用の充実を図りつつ、本制度の導入が法的に義務化されました都道府県及び政令指定都市の導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じく、内部統制の３点目の質問をさせていただきます。  
内部統制制度の導入効果として、危機管理、リスク管理、監査体制の強化が考えられますが、どのような整備を図っていくかお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の３点目、内部統制制度の導入効果として、危機管理、リスク管理、監査体制の強化が考えられますが、どのような整備を図るかについて答弁をさせていただきます。  
先ほども町長から答弁させていただきましたとおり、災害などの危機事象や通常業務としての契約業務、公金管理、法令遵守などについて、現在の体制の整備や運用の充実を図りつつ、導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じく、内部統制の4点目の質問をさせていただきます。  
情報漏洩や不正会計を防止するために、職員の意識改革が必要であると考えますが、どのような対策を講じていくかをお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の4点目、情報漏洩や不正会計を防止するため、職員の意識改革が必要であると考えますが、どのような対策を講じていくかの答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、従来の取り組みが適切であったか見直しを行い、チェック体制の見直しや管理監督者の研修強化などを行いながら、導入事例の情報収集を行い、新たな対策についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

以上で内部統制の質問は終わりますが、情報漏洩や不正会計が起こってからでは遅いので、前向きに取り組んでいていただきたいと思います。

次、予算についての質問に移ります。

多度津町産の農水産物を活用した商品開発事業補助金交付要綱の進捗状況についてお尋ねします。

町内産の農産物を活用した商品開発を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において商品開発に必要な補助をすることにより、農産物の新たな付加価値を創出する事業を促進し、町内農水産業の振興に寄与することを目的に策定された要綱が平成30年9月に策定されましたが、その進捗状況と成果についてお聞きします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の多度津町産の農水産物を活用した商品開発事業補助金交付要綱の進捗状況について答弁させていただきます。

この要綱は、平成30年9月議会において予算の議決を受け、同年9月26日に制定いたしました。要綱制定後の状況といたしましては、2件の申請がございました。

1件目は、多度津高校より申請のあった町内産の白方カキ、オリーブオイル、オリーブの新漬け等を活用したカキのアヒージョのレシピづくりでございます。県内レストランの調理長からの助言を受けながら、1月26日に同校の施設内において、産業課も参加して試作品を作成いたしました。

2件目は、町内の事業所より申請のあった町内産の「おいでまい」のくず米の米粉を活用した人形焼きでございます。2月22日、25日の地方新聞に掲載されましたとおり、商品化が進んでおります。平成31年度事業分におきましても、既

に数件の問い合わせがあり、様々な商品開発が見込まれております。本町といたしましては、このような機運のさらなる醸成を図るため、多度津商工会議所、JA香川県及び各漁協、並びに各事業所等と意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの答弁の中で再質問させていただきます。

平成31年度事業分において、既に数件の問い合わせがあり、また色んな商品開発が見込まれると言われましたが、どのような食材、産物が使用される見込みがあるかお尋ねします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

多度津高校、また町内の酒造会社、町内事業者から町の代表的な農産物でありますシャインマスカット、またミニトマトを活用した商品開発を行いたいとの意見を伺っております。農水産物の消費拡大及び特産品の開発のために各事業所に寄り添い、後押しができるように努めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

予算のもう一つの質問で、平成31年度予算に初めての歳入項目に上がった地方譲与税の中の森林環境譲与税に関する歳出、使い道についてお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の森林環境譲与税に関する歳出につきまして答弁させていただきます。

森林環境譲与税は、平成31年9月に第1回目の交付が予定されております新しい地方譲与税でございます。地方譲与税は、決算統計では一般財源扱いとなりますが、国が提示している同譲与税の用途は市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその整備に関する費用とされております。2015年農林業センサスによりますと、本町で林業に従事している方、事業所はございません。このため、林業に直接関わる事業はないと考えておりますが、普及啓発活動や教育活動は実施しなければならないというふうに考えております。このため、平成31年度の乳幼児健診時にゼロ歳児の保護者に対し、木製おもちゃを配布し、木育推進を行う事業を新たに計画しております。また、町民の方が緑と触れ合う「桜の森高原」の適切な維持管理を図るためにも、同譲与税を活用したいというふうに考えております。

森林環境譲与税は、毎年交付されることが見込まれておりますので、今後も木材利用の促進や普及啓発活動のさらなる研究を行い、有効な活用方法を検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの答弁の再質問をさせていただきます。

ただいま答弁の中で、31年度乳幼児健診時にゼロ歳児の保護者に対し、木製のおもちゃを配布し、木育推進をされるというふうに伺いました。この木製のおもちゃというのがどこで購入されるか分かっているか、教えていただけますか。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

木製おもちゃの購入先は、琴平町にございます障害者福祉サービス事務所の「ねむ工房」を予定しております。これは、近隣市町に木製おもちゃを製造している事業所が少ないこと、また地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、随意契約が出来る場合として、障害者総合支援法第5条第12項に規定されている障害者支援施設等に該当することなどを考慮しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、3番目の外国人対策についてお尋ねします。

多度津町の在留外国人の市町村人口に占める割合は、平成26年末現在においては432人で、人口に占める割合は1.88%で、香川県ではその時は2位でありました。しかし、平成31年2月1日現在は985名になり、人口に占める割合は4.20%、県下平均は1.28%と香川県1位に今なっています。しかし、そのような中で、他の市町村は、外国人住民が参加できる交流事業を積極的に行っていますが、多度津町の国際交流協会は交流事業をほとんど行っていないのではないのでしょうか。外国人住民を取り巻く課題は多くありますが、外国人対策についてお聞きします。

まず、町内在住の外国人の急増の要因と今後の見通しについてお尋ねします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の町内在住外国人の急増の要因と今後の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、本町における外国人住民の人口は増加傾向にあり、その要因として、推測ではございますが、平成26年の出入国管理法の改正により、新たな在留資格である高度専門職が創設されたことや専門的、技術的分野における

外国人の受け入れに関し、従来個別に在留資格を設けていたものを、企業などのニーズに柔軟に対応するための包括的な在留資格として、技術、人文知識、国際業務として整備されたことに加え、平成28年の技能実習法の成立により、技能実習期間が従来の3年から最長5年に延長されたことや受け入れ人数や対象職種の拡大と技能実習生に対する受け皿が拡大されたことなどにより、外国人が入国しやすい環境、また雇用する側が外国人を受け入れしやすい環境になったことが要因ではないかと考えられます。

また、本町において、特に外国人住民が多い理由といたしましては、地理的特性により、臨海工業地帯を抱えることから、造船所など、工場が多数存在することが最大の要因ではないかと考えられます。今後の見通しといたしましては、本町においても、日本人人口が生産年齢人口より下の世代において減少傾向にあること、また昨年12月の国会において、出入国法の改正が成立したことにより、平成31年4月から新たな外国人材の受け入れのための在留資格であります特定技能が創設されることにより、外国人労働者の受け入れがさらに拡充されることから、今後も外国人住民人口の増加傾向は続くものと思われまます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、在留外国人の例えば永住者とか技能実習生等の構成比についてお尋ねいたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の永住者、技能実習生などの構成比についてのご質問に答弁させていただきます。

本町における住基法に基づきます外国人住民に関しましては、出入国管理特例法により永住資格が認められている台湾、朝鮮半島出身者と及びその子孫である方々以外は全て出入国管理法に基づく在留資格を有しております。

在留資格は現在33種類あり、具体的には前述いたしました特別永住者以外の永住者や技術者、通訳、語学教師等、技術、人文知識、国際業務、また難民や中国在留邦人等の定住者や日本人の配偶者など、さらにはインターンシップや建設就労者、造船就労者等が対象となる特定活動や外国人技能実習制度を利用して来日する技能実習といった資格がございます。また、技能実習の資格につきましては、活動機関や受け入れ先によって、技能実習1号イから技能実習3号ロまで6種類に細分化されており、例えば技能実習の1年目で企業が受け入れる実習生は、技能実習1号イとなり、技能実習4年から5年目で中小企業団体や商工会議所等が受け入れる実習生は、技能実習3号ロとなります。直近のデータである3月1日現在、本町における外国人住民の在留資格別構成比といたしましては、総人口968人中、最も多いのが技能実習の465人、次いで特定活動

の261人、さらに永住者の77人と続き、以上、上位3種類で全体の83%を占めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、外国人とのコミュニケーション支援の課題と対応策についてお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の外国人とのコミュニケーション支援の課題と対応策についての答弁をさせていただきます。

これまで外国人のコミュニケーション支援について、要望や苦情などはありませんでしたので、町として直接事業等は行っておりませんが、町内では多度津日本語交流の会、通称「たにこ」という団体があり、多度津町近隣に住む外国人への日本語教育や生活情報の提供、異文化理解に関するイベントを実施しています。現在、多度津町国際交流協会では、多度津町の国際化の推進に寄与するボランティア団体の活動に対して支援を行っており、「たにこ」の活動に対しても支援を行っています。今後、外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、コミュニケーション支援や交流の場の提供の必要性が高まることが予想されるため、多度津日本語交流の会のようなボランティア団体の活動が増えるように、国際交流協会の支援活動について、広報等を通じて周知をしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、多度津町にいる外国人の中で一番多い技能実習生修了後の動向についてお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の技能実習生の修了後の動向について答弁をさせていただきます。外国人技能実習生を多く雇用しているのは、西港町の造船関連会社や町内の縫製会社などでございます。本町では、全ての事業所の実習期間修了後の実習生の動向は把握出来ておりませんが、大手造船会社では、出身国の工場で雇用が継続されるとのことでございます。また、造船関連会社の実習生は、帰国後指導者として出身国の企業で雇用されているということでございます。一方、町内の縫製会社では、実習期間修了後の動向については把握していないということでございます。

このように、会社の規模や理念により、外国人技能実習生の処遇は一律ではない状況にあるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、将来的に多度津町として国際交流課を置くことについてどう考えるかということをお尋ねしています。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の将来的に国際交流課を置くことについての答弁をさせていただきます。

国際交流課の設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後外国人の増加に伴い、町としても外国人の受け入れ態勢の整備や施策の必要性が高まれば、国際交流課の設置を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町内の小・中学校の外国人児童・生徒の数、それからあるいは不登校とか不就学の数が分かれば教えていただきたいと思います。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の町内小・中学校の外国人児童・生徒の数、不登校、不就学の数についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、外国人の児童・生徒は、小学校に15名、中学校には該当者はいません。学校別に見ると、多度津小学校20名、豊原小学校に3名、四箇小学校に2名在籍しております。また、この15名のうち、不登校や不就学状況にある児童はいません。

以上、答弁とさせていただきます。

失礼いたしました。

先ほど学校別の外国人の児童の数のところで、私、言い間違えておりましたので、訂正させていただきます。

多度津小学校につきましては10名でございます。訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、外国人の中学校卒業後の進路等分かれば教えていただきたいと思えます。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の中学校卒業後の進路、進学、就労の割合についてのご質問に答弁させていただきます。

先ほど申しましたとおり、現在、多度津中学校には外国人の生徒は在籍しておりませんので、本年度の該当する数値はありませんが、昨年度につきましては、中学3年に外国人の生徒が2名在籍しており、中学校の卒業後、両名とも高校へ進学いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。



議員（中野 一郎）

それから、外国人の特に子供さんの日本語を学ぶ機会の町としての場の提供について、分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思えます。

教育長（田尾 勝）

中野議員の外国人、特に子供の日本語を学ぶ機会の提供についてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会では、管内の小・中学校と連携して日本語の習得が十分ではなくて、学校生活等においても支援が必要と見込まれる外国人の児童・生徒の把握に努めています。特に、日本語指導のニーズがある児童・生徒に対しては、次のいずれかの支援を行っています。

1つは、教育委員会が行っている日本語指導に係る特別非常勤講師の派遣を要請することです。講師は、対象となる児童・生徒に1年間で計24時間の日本語指導を行うことになり、その経費は県が負担しております。

もう一つは、公益財団法人香川県国際交流協会「アイパル香川」と言いますが、この団体が実施している小・中学校における児童・生徒への日本語学習支援事業を活用し、講師の派遣を要請しています、こちらも対象となる児童・生徒に1年間で計24時間の日本語指導をしていただいております。経費は「アイパル香川」が負担しております。

そして、これらの講師派遣の対象とならなかった児童・生徒に対しては、同じく「アイパル香川」が実施している通訳等ボランティア派遣事業を活用し、町が経費を負担し、通訳ボランティアまたは日本語指導ボランティアの派遣をいただいております。こちらも1年間で計24時間の指導が基本になっております。

こうした支援のほか、日本語指導が必要な児童が多く在籍する多度津小学校につきましては、香川県教育委員会に加配教員の配置を要請しております。本年度は講師1名が配置されており、外国人児童の支援に当たっております。学校生活以外では「アイパル香川」や多度津日本語交流の会「たにこ」が定期的に行っている日本語交流の場があるため、所属の小学校、中学校やニーズのある児童・生徒、その保護者に対してこれらの場を紹介することも行っています。以上のとおり、官あるいは官民で連携して、日本語を学ぶ機会の提供に努めているところであります。引き続きこれらの事業を活用しつつ、関係先とも協議しながら、新たな支援策についても検討してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

外国人の最後の質問ですけど、外国人全体みんなとの交流の場の提供につ

いてお尋ねします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の外国人との交流の場の提供についての答弁をさせていただきます。

これまで外国人との交流の場の提供につきましても、要望や苦情等はありませんでしたので町としては、直接事業は行っておりませんが、先ほども答弁させていただきました多度津日本語交流の会のようなボランティア団体の活動が増えて、外国人との交流の場が多く提供できるよう、国際交流協会のボランティア団体の支援活動について、広報等を通じて周知をしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

以上で外国人の対策についての質問は終わりますが、今回外国人の教育、子供さんとかの教育のを中心にお尋ねしましたが、外国人はこれからも子供さんだけではなく、増え続けていくと思います。そして、問題は子供さんの教育だけでなく、外国人の方の町税とか国保税の滞納の問題もあり、問題はほかにもあると思います。ですから、どこかの部署で総括してその問題を整理するなりする必要があるんでないかなというふうに、今後のところで私は思っています。

以上で私の3点の質問は全て終わりますけども、全ての質問において皆さんが真摯に答えていただいて前向きな回答をいただきました。本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問を終わります。